

平成15年5月20日

司法制度改革推進本部
知的財産訴訟検討会 御中

日本弁理士会 村木 清司

外国法制研究会報告書に関する質問

知的財産訴訟外国法制研究会報告書に関連して、下記の質問をさせていただきますので、宜しくお取り計らいいただけますようお願いいたします。

記

〔 知的財産訴訟外国法制研究会報告書の「国別報告書（アメリカ）（菱田研究員）」「アメリカにおける情報収集と秘密保護」における「(a) 秘匿特権」の部分についての質問 〕

『 平成14年4月17日に法律第25号として公布された「弁理士法の一部を改正する法律」により、弁理士法に【第6条の2】が加わり、「**弁理士は、第15条の2第1項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第27条の3第1項の規定によりその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。**」と規定されました。

報告書では、「**弁護士資格を有さない特許代理人 patent agent については、秘匿特権を認められないという判例が多数である...**」と記載されていますが、上記試験に合格して訴訟代理権を付与された日本の弁理士は、bar の構成員と見做し得ると解釈できるのでしょうか? 』

以上